

設問1 課題1

1 任意的訴訟担当の意義

訴訟の当事者適格とは、当該訴訟物につき、自ら当事者として訴訟を進行し、本案判決を求める資格をいう。その趣旨は、当該当事者間で本案判決をすることが当該紛争処理にとって必要かつ適切であるかを判断することで、紛争解決の実効性を確保し、かつ、民事訴訟手続き制度の効率的な運用を図ることにある。ただし、訴訟が複雑になる等一定の場合には、実質的利益帰属主体がその意思で、第三者に訴訟進行権を付与することが適切な場合が肯定される。任意的訴訟担当は、当事者適格からの授權を基礎に認められるものである。

コメントの追加 [英杉1]: 見出しと内容の不一致

2 明文なくして認められるための要件

明文のない任意的訴訟担当を容易に肯定すれば、三百代言による訴訟不経済、依頼者の不利益を回避する趣旨である弁護士代理の原則(54条)、訴訟信託禁止の原則(信託法10条)、に反するおそれがある。そこで、①弁護士代理の原則、訴訟信託禁止の原則を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、②これを認める合理的必要性がある場合、を要件として任意的訴訟担当が認められる。

設問1 課題2

1 ①弁護士代理の原則訴訟信託禁止の原則の趣旨を容易に没却するのは妥当ではないが、訴訟関係の単純化、簡易化を図る必要性もある。本件では、本件建物にX1、X2、及びX3の共有となっている。この事実は、本件建物について利益となる判断は同時に共有者であるX1固有の利益となることを示している。したがって、弁護士代理の原則、訴訟信託禁止の原則に反するとは言えない。

コメントの追加 [英杉2]: ?

コメントの追加 [英杉3]: ?

2 ②X2及びX3は自らが当事者となることは時間的経済的に負担が大きいと述べている。X1が任意的当事者となることは、X2及びX3の利益とも共通し、合理的必要性も認められる。

コメントの追加 [英杉4]: ?

コメントの追加 [英杉5]: あてはめはこの2文だけ？

3 したがって、X1による明文なき任意的訴訟担当は認められる。

設問2

第1 裁判上の自白の意義及び要件

1 裁判上の自白とは、①口頭弁論期日又は弁論準備期日における、②相手方の主張と一致する、③自己に不利益な、④事実の陳述、をいう。

2 そして、ここにいう③不利益とは、相手方が証明責任を負うことをいう。また、④事実とは主要事実をいう。なぜなら間接事実、補助事実は証拠と同様の機能を有するため、これに自白の拘束力を認めると、裁判官に不自然な事実認定を強制し、自由心証主義(247条)に反するおそれがあるためである。

コメントの追加 [英杉6]: 何のための解釈？

第2 具体的事実の検討

1 ①本件陳述は、第1回弁論準備期日になされたものである。また、②本件陳述は先行自白である。しかし、Xらが援用することにより一致する主張となる。

コメントの追加 [英杉7]: なぜ逆接？

コメントの追加 [英杉8]: 何と？

③本件陳述は、Yが何回か料理教室を無償で開いたことがあるとの内容である。この事実は本件建物が本件契約において定められた使用目的とは異なるという、信頼関係の破壊を基礎づける事実である。証明責任はXらが負うものである。それゆえ、自己(Y)に不利益といえる

④料理教室を開くことは使用目的とことなる。用法順守義務違反による解除の請求原因事実であり、主要事実といえる。

2 したがって、本件陳述については自白が成立する。

第3 自白の撤回

1 自白が成立するとしても、①相手方の同意がある場合、②刑事上罰すべき他人の行為により自白がなされた場合、③自白内容が反真実であり、かつ自白が錯誤に基づく場合には、自白は撤回できると解される。しかし、自白の撤回が制限される根拠は信義則にあると考えられる。そこで、信義則に反しない陳述であれば、自白の撤回は許容されると解される。

2 本件についてみると、①相手方であるXらの同意もなく、②刑事上罰すべき他人の行為によるという事実もない。また、③反真実という事実も、Yの錯誤という事実もない。

しかし、第1弁論準備手続は、裁判官の示唆により、当事者双方が口頭で自由に議論し、その結果を踏まえ準備書面を提出して具体的な争点を確定することとされている。それゆえ、発言を厳密に拘束しては自由な議論は困難となる。Yは裁判官の示唆のもと、自由な発言をしたのであり、撤回をしても信義則に反するとまではいえない。

3 したがって、自白の撤回は認められる。

設問3

第1 既判力によって基準時前の事由に関する主張が遮断される根拠

1 基準時とは、事実審の口頭弁論終結時をいう。終局判決は事実審口頭弁論終結時までに提出された資料を基礎とすることから、それ以前についてのみ手続保障が与えられたことによる自己責任を根拠とする。

第2 具体的事実の検討

1 自説

基準時である口頭弁論終結時は、令和5年4月である。それに対し、本件セミナーは、令和3年1月から令和5年1月までの間にある。基準時まで、本件セミナーについて主張をすることは可能であり、手続保障は与えられていたといえる。

2 反対説

口頭弁論では、賃料の不払いが争点となっており、本件セミナーは争点となっていなかった。それゆえ、手続保障が与えられていたとは言えない。

3 反対説に対する批判

事実3によれば、X1は令和3年9月に本件契約の現状について調べている。少なくとも本件契約になんらかの問題が生じていることは知悉しているといえる。問題が顕

コメントの追加 [英杉9]: 論点を落としてしまっている

コメントの追加 [英杉10]: 事案の分析→論点の提示から始める

コメントの追加 [英杉11]: ?

在化したのちは、注意して確認することは可能といえる。

それゆえ、少なくとも令和3年9月以降については、手続保障が害されているとまではいえない。

4 結論

したがって、本件判決の既判力によって、解除権行使の主張を遮断することは相当といえる。

以上

コメントの追加 [英杉12]: 論点を認識できていない

コメントの追加 [英杉13]: 法的三段論法に沿った書き方を習得する必要があります。

また、全ての問題で論点を落としてしまっており、ほぼ点数がつかない答案になってしまっています。